

～農業者支援のごあんない～

肥料価格と原油価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、『肥料』と『燃料費』の購入費の一部を補助します。

対象者

◆次の条件を満たす農業者

- (1) 令和4年11月1日時点で大洗町に住所を有する者
- (2) 農業収入を得ている者
- (3) 他の市町村において同様の補助金の交付を受けていない者
- (4) 未納となっている町税がないこと

支援の内容

①物価高騰対策農業者支援事業補助金（肥料支援）

- ・春肥（令和3年11月から令和4年5月までの期間に購入した肥料）に対して前年からの増加額を算定し**10分の10**を補助。
 - ・秋肥（令和4年6月から令和4年10月までの期間に購入した肥料）に対して前年からの増加額を算定し**10分の3**（国の補助分の上乗せ）を補助。
- ※春肥、秋肥あわせて補助上限10万円とする。
※詳細は裏面参照。

②原油価格高騰対策農水産事業者支援事業補助金（燃料費支援）

- ・令和3年10月から令和4年9月までの期間内で燃油購入量（ガソリン、灯油、軽油、又は重油に係る購入量）に、**1リットルあたり15円を乗じた額**を補助。
- ※補助上限10万円とする。

申請方法

令和4年12月28日（水）までに、下記の方法にて申請してください。

○申請先：大洗町役場農林水産課 附属庁舎2階

○申請書類及び添付書類：

①物価高騰対策農業者支援事業補助金

- ・大洗町物価高騰対策農業者支援事業補助金交付申請書兼請求書
- ・大洗町物価高騰対策農業者支援事業補助金交付申請に係る誓約書兼同意書
- ・春肥及び秋肥それぞれの購入価格の分かる請求書又は領収書

②原油価格高騰対策農水産事業者支援事業補助金

- ・大洗町原油価格高騰対策農水産事業者支援事業補助金交付申請書兼請求書
- ・宣誓書兼同意書
- ・令和3年10月から令和4年9月までの期間内に燃料を購入したことが確認できる書類（請求書、領収書または出納簿等の写し）
- ・振込口座の写し

物価高騰対策農業者支援事業補助金（肥料支援）の算定式

①春肥（令和3年11月から令和4年5月までの期間に購入した肥料）

$$\text{補助金の額} = \left(\text{購入金額} - \left[\frac{\text{購入金額}}{\text{価格上昇率}} \right] \right) \times 1.0$$

（統計データを
を基に決定
春肥:1.1）

②秋肥（令和4年6月から令和4年10月までの期間に購入した肥料）

$$\text{補助金の額} = \left(\text{購入金額} - \left[\frac{\text{購入金額}}{\text{価格上昇率} \times \text{使用量低減率}} \right] \right) \times 0.3$$

（統計データを
を基に決定
秋肥:1.4） （0.9）

※1,000円未満切り捨てとする。

申請窓口及びお問い合わせ先

大洗町役場農林水産課 農政振興係
〒311-1392
大洗町磯浜町6881-275
TEL: 029-267-5173
FAX: 029-266-2142
Mail: nousui@town.oarai.lg.jp